2025 年 4 月 1 日

株式会社植木組

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　：　2025 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

２．当社の課題：
- 社員全体に占める女性社員の割合が低い（特に技術系社員は低い）
- 男女共に活躍するための職場環境の更なる改善（労働時間削減、育児休業施策課題 等）

３．目標と取り組み内容

目 標 １（女性活躍推進法に基づく目標／職業生活に関する機会の提供に関する目標）

女性社員の育児休業取得率 100%を継続し採用者に占める女性の割合 10%以上を目指す

【対策】
2025 年 4 月～　育児休業を取得しやすい環境の整備（取得できる体制づくりの指導と状況確認）
2025 年 6 月～　インターンシップやリクルート活動時、女性社員の参加や女性社員の活躍に関する情報提供を行う
2026 年 3 月～　進捗状況を分析し、目標達成に向けた取り組みを見直す（以降随時）

目 標 ２（女性活躍推進法に基づく目標／職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

年次有給休暇取得率を 60%以上とする

【対策】
2025 年 4 月～　生産性向上のための取組事例の水平展開を社内イントラにて行う
各月の有給休暇の取得状況の把握と年度当初に有給休暇取得啓発を行い、
上司との面談時に有給休暇取得計画を設定する
2026 年 3 月～　有給休暇取得状況を分析し、目標達成に向けた取り組みを見直す（以降随時）

目 標 ３（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

男性の平均育児休業取得率を 50%以上とする

【対策】
2025 年 4 月～　育児休業を取得しやすい環境の整備（取得できる体制づくりの指導と状況確認）
前年度の男性平均育児休業取得率の把握・取得状況に関する分析を実施
当社 HP および社内イントラにて前年度実績を掲載
2026 年 4 月～　前年度実績の把握・取得状況に関する分析を実施（以降随時）

目 標 ４（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

フルタイム労働者の各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の 平均時間数を 30 時間未満とする

【対策】
2025 年 4 月～　前年度の時間外労働時間の把握・時間外削減に関する分析を実施
当社 HP および社内イントラにて前年度実績を掲載
社内イントラにて会議体で生産性向上・時間外削減のための取組事例の
水平展開を実施
2026 年 4 月～　前年度実績の把握・取得状況に関する分析を実施（以降随時）

以上